

## 令和3年度 定住自立圏成年後見支援事業

# 水戸市成年後見制度住民向け学習会を開催しました

令和4年2月7日（月）、水戸市役所本庁舎にて成年後見制度住民向け学習会を開催しました。当日は、水戸市民 44 名のご参加のもと、講師に法テラス茨城の大塚喜封弁護士を招いて、「知って安心！相続・遺言と成年後見制度」と題してご講演をいただきました。

新型コロナウイルスの感染者が増えていることから、会場の常時換気、消毒液・アクリル板の設置、座席間隔を空ける等、感染症対策を講じて実施しました。



講演前半は、「成年後見制度の目的」、「申立方法」、「後見人等の職責」や「どのように選任されるのか」、また「誰が後見人等になるのか」、「成年後見人等の報酬」等、成年後見制度の概要と、相続・遺言については、「どのようなものが遺産になるのか」、「法定相続分とは何か」、「相続法の改正で変わったポイント」、「自筆証書遺言の保管制度」等の話がありました。

講演後半では、エンディングノート活用大切さについて、法テラス業務と無料法律相談の申し込み方法についての説明がありました。

講演では、身近な事例を交えたクイズも出題され、参加者から「制度について理解が深まった」、「後見制度の必要性、メリットも分かった」、「申立ての流れが具体的にイメージできた」といった声があがるなど、制度についての理解を深めることができました。

質疑応答では、参加者から「どのようなことをきっかけに成年後見制度の申立てを考えるのか」、「成年後見制度が普及されていない原因とは何か」、「成年後見人等が家庭裁判所に提出する後見事務報告書について、親族は確認することができるのか」、「親族が複数で成年後見人等に選任されることはあるのか」、「相続人の範囲はどこまでか」等、一步踏み込んだ内容の質問があがりました。

